

『信頼される学校』を目指す総社中学校ルール

総社中学校校内教職員規程（令和7年度版）

総社市立総社中学校

1 コンプライアンス(法令遵守)について

- 教育公務員としての自覚と責任をもち、法令を遵守すること。
- 校内外の研修により教員としての資質の向上に努めるとともに、地域・保護者から疑義を招くことのないよう、言動には十分留意する。
- 互いに良好なコミュニケーションを図るなど不正が生じない職場の環境づくりに努めるとともに、不正行為は見逃さず、不正行為に対する自己責任を明らかにする。

2 生徒指導上の留意事項について

- 生徒を指導する場合（生活指導・学習指導・教育相談等）は複数であたり、1対1の場面を作らないよう努めること。ただし、教育相談期間等で特定の教職員が生徒の個別相談に従事する場合は、普通教室等、室外からの視界が確保されている決められた部屋で実施するとともに、時間・場所を必ず学年主任又は管理職に明らかにして臨むこと。
- 指導に当たっては「生徒指導の方針」を遵守するとともに、学校長に至るまでの報告・連絡・相談を怠らないこと。
- いじめについては「総社中学校いじめ防止対策基本方針」に則って未然防止に努めるとともに、いじめはいつでもどこでも起こり得ることを常に意識し、感知した教職員は速やかに学年団教職員全体に明らかにして学校全体で早期解決に努める。
- 生徒指導や部活動等、いかなる場合においても体罰や体罰にあたる暴言は、厳に禁止する。

3 生徒の送迎について

- 生徒の送迎は、保護者に連絡し、保護者が行うことを原則とする。やむを得ず生徒を教職員が運転する車に乗せなければならない事態が発生した場合には、事前に管理職に相談することとし、管理職および保護者の許可なく教職員が運転する車で送迎をしてはならない。

4 個人情報の取扱いについて

- 「校内LAN等の運用，DATA管理に向けて」（別紙）を遵守する。
- 守秘義務は、個人情報の管理徹底を第一義とする旨を自覚し、情報漏洩に至らぬよう十分留意する。

5 教職員の携帯電話使用について

- 総社市教育委員会、総社市校長会による「携帯電話等取扱規程」（別紙）を遵守する。

6 学校徴収金について

- 総社市立学校徴収金等取扱マニュアルにしたがって、正確かつ適切な処理を行うこと。
- 会計簿等は、複数の教職員で確認・点検を行い、学期末には管理職の点検を受けること。
- 現金等を机の引き出しやロッカー等に個人保管しないこと。
- 絶対に公金を私的流用しないこと。

